

# 消防署の一日

火事や救急がないときは何をしていますの？

現在、松前消防署には、42名の職員が、日勤及び交替勤務で24時間、昼夜を問わず火災や救急などに備えています。

では、火災や救急がないときは何をしていますの？  
うか。疑問に思われている方もいらっしゃると思います。  
そこで今回は、消防署では何をしていますのか、その一日を紹介したいと思います。

左記のような流れで、次の隊と交替し、一日の勤務を終えます。

消防署には大きく分けて消防係、予防係、庶務係の3つの係があり、それぞれに業務内容は違いますが、全員が一丸となり、火災の予防に努め、いざ出動があれば最善の活動が行えるように、日々努力を重ねています。


これからも、松前町の皆さんに信頼される消防署をめざし頑張りますので、今後ともよろしくお願ひします。

また、消防署を見学されたい方は、気軽にいらしてください。

勤務交替、車両の点検、朝礼（雨天時は車庫内）




消防車両機能点検及び器具の点検（消防車両や器具をいつでも使えるように毎日の点検は欠かせません。）





13時まで昼食及び昼休み

庁舎内清掃後、夕食。その後は事務や体力トレーニングを行います。



車庫及び車両清掃、消防無線交信テスト

8:00	各係ごとで業務申し送り
8:30	
8:40	
9:00	全体申し送り
10:00	
11:00	
12:00	
13:00	事務処理など（火災を予防するための各種検査や届出書の審査などを行います。）
14:00	
15:00	
16:00	
17:00	
18:00	
23:00	各係により、火災対応訓練や救急、救助訓練、水利調査、予防事務などを行います。
6:00	交替で仮眠（平均仮眠時間は3、4時間です。）
6:30	
8:00	起床

## 我が町の消防士



弓達 周二  
(階級 消防士)

私は入署2年目の若輩者ではありますが、消防士として一人前になれるよう、日々努力をしています。

現在私は、松前消防署の中の予防係建築物担当として勤務しています。この予防係とは、その名の通り火災を未然に防ぐ、予防業務なのですが、その中の建築物担当は、消防法や建築基準法に基づき、ある規模以上の建築物に設置義務のある消防用設備（消火器、自動火災報知設備、屋内消火栓など）が適法に設置され、有効に維持管理がなされているかを審査し、必要があれば指導を行います。

法律に従って、消防用設備を設置していれば絶対安心という訳にはいきませんが、少なくとも、火災が発生したときの被害の軽減は図れるはずですよ。  
平成13年の新宿歌舞伎町の雑居ビル火災では、ビルのずさんな管理により、生きるはずの多くの命が消えました。最近の韓国での地下鉄火災もそうです。  
大惨事が発生してから原因を究明しても、失われた命は戻りません。  
火災を起こさないことの重要性、起きてしまったときの被害を軽減させる対策の重要性を胸に、これからも予防業務に力を注ぎたいと思います。